投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第百三十三号)

	えないものであること。 期までの期間(ハにおいて「残存期間」という。)が一年を超口 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満	イ (略) るもの 一年	規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。)に係において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託(二 計算期間が一日の投資信託財産であって、かつ、投資信託約款	一 (略) 該各号に定める期日とする。 財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当	第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託(運用報告書の作成等の期日)	改正案
き さ が て 第 開 が 付 同 ポーニ に 男 関 が イ ち で 男 関	えないものであって、取得時において二以上の指定格付機関(期までの期間(ハにおいて「残存期間」という。)が一年を超ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満	イ (略) るもの 一年	規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。)に係において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託(二 計算期間が一日の投資信託財産であって、かつ、投資信託約款	一 (略)	第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託(運用報告書の作成等の期日)	現行

## (略)

で協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規 にする協同組織金融機関(ホにおいて「銀行等」という。)を 定する協同組織金融機関(ホにおいて「銀行等」という。)を 証券等を除く。ホにおいて同じ。)の当該総額の計算の基礎と なった価額の占める割合が、取得時において「銀行等」という。)を なった価額の占める割合が、取得時において「銀行等」という。)を ること。

## (2) (1) 政府(略)

- が保証する債券をいう。) が保証する債券をいう。) 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府

該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。)が二日

## (略)

ح کے ہ いう。 び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規 った価額の占める割合が、取得時において百分の五以下である から43までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものを たイ⑴から⑷までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ⑴ から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与され 有価証券等以外の有価証券等であって、 除く。)が発行し、又は取り扱う適格有価証券等 定する協同組織金融機関 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体 ホ及びへにおいて同じ。)<br />
の当該総額の計算の基礎とな (ホにおいて「銀行等」という。) を 二以上の指定格付機関 (次に掲げる (銀行及

## (1) (略)

- が保証する債券をいう。へにおいて同じ。) (2) 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府
- 特定コールローン」という。) を除く。)が五日以内のコールローン(へ及び手において「を除く。)が五日以内のコールローン(へ及び手において「
- 該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。)が二日。)であり、かつ、当該指定金銭信託の満期までの期間(当を他の銀行に信託した場合にあっては、当該他の銀行を含む託会社である銀行をいい、当該受託会社が当該投資信託財産

以内のものに限る。

(5)(略)

当該(1)又は(2)に定める割合以下であること 時において、次の①又は②に掲げる有価証券等の区分に応じ、 等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得 投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した有価証券

- (2) (1)に掲げるもの以外の有価証券等 百分の五

(削る)

(削る)

1 める割合が、百分の二十五以下であること。 う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体が取り扱

2

2

略

(5)(略)

限る。

以内のもの

(へにおいて「特定指定金銭信託」という。) に

ホ 取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分 に応じ、当該①又は②に定める割合以下であること。 証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、 投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した適格有価

- (略)
- (2) (1)に掲げるもの以外の適格有価証券等 百分の五
- 証債、 等を除く。以下この号において同じ。 であること。 礎となった価額の占める割合が、 投資信託財産の総額のうちに有価証券等 特定コールローン、 特定指定金銭信託及び適格有価証券 取得時において百分の十以下 )の当該総額の計算の基 (国債証券、 政府保
- において百分の一以下であること。 の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、 いて「法人等」という。)が発行し、 投資信託財産の総額のうちに一 の法人その他の団体 又は取り扱う有価証券等 取得時 (チにお
- チ ルローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コー 百分の二十五以下であること。